Ｄ３０２　気管支ファイバースコピー　2,500点
　注　気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する。
Ｄ３０３　胸腔鏡検査　6,000点
Ｄ３０４　縦隔鏡検査　7,000点
Ｄ３０５　食道鏡検査、食道カメラ　400点
Ｄ３０６　食道ファイバースコピー　800点
　注１　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
　　２　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。
Ｄ３０７　胃鏡検査、ガストロカメラ　500点
Ｄ３０８　胃・十二指腸ファイバースコピー　1,140点
　注１　胆管・膵管造影法を行った場合は、600点を加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。
　　２　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
　　３　胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。
　　４　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。
Ｄ３０９　胆道ファイバースコピー　1,400点
Ｄ３１０　小腸ファイバースコピー
　１　ダブルバルーン内視鏡によるもの　3,000点
　２　カプセル型内視鏡によるもの　1,700点
　３　その他のもの　1,700点
　注１　２種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
　　２　３について、粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
Ｄ３１１　直腸鏡検査　300点
Ｄ３１１－２　肛門鏡検査　200点
Ｄ３１２　直腸ファイバースコピー　550点
　注　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
Ｄ３１３　大腸ファイバースコピー
　１　Ｓ状結腸　900点
　２　下行結腸及び横行結腸　1,350点
　３　上行結腸及び盲腸　1,550点
　注１　粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。
　　２　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。
Ｄ３１４　腹腔鏡検査　1,800点
Ｄ３１５　腹腔ファイバースコピー　1,800点
Ｄ３１６　クルドスコピー　400点
Ｄ３１７　膀胱尿道ファイバースコピー　950点
Ｄ３１７－２　膀胱尿道鏡検査　890点
Ｄ３１８　尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）　1,000点
　注　膀胱尿道ファイバースコピー又は膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ３１９　腎盂尿管ファイバースコピー（片側）　1,500点
Ｄ３２０　ヒステロスコピー　220点
Ｄ３２１　コルポスコピー　150点
Ｄ３２２　子宮ファイバースコピー　800点
Ｄ３２３　乳管鏡検査　800点
Ｄ３２４　血管内視鏡検査　1,700点
　注１　血管内視鏡検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。
　　２　呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ３２５　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法　3,600点
　注１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ所定点数に10,800点又は3,600点を加算する。
　　２　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
　　３　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第４節　診断穿刺・検体採取料

通則
　１　手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
　２　処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分
Ｄ４００　血液採取（１日につき）
　１　静脈　13点
　２　その他　６点
　注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
　　２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。
　　３　血液回路から採血した場合は算定しない。
Ｄ４０１　脳室穿刺　500点
　注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０２　後頭下穿刺　300点
　注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０３　腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）　150点
　注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０４　骨髄穿刺
　１　胸骨　260点
　２　その他　280点
　注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０４－２　骨髄生検　730点
　注　６歳未満の乳幼児の場合には、所定点数に100点を加算する。
Ｄ４０５　関節穿刺（片側）　100点
　注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。